
今月のテーマ 国・地方公共団体などの助成金等の紹介と税務処理

今回は税務から少し離れたテーマです。知る人ぞ知るといって大げさではありませんが、国や地方公共団体などに所定の申請をすることで受給可能な補助金・助成金をいくつかご紹介し、あわせてその税務処理についてもご紹介します。

1. 各種補助金・助成金の紹介

補助金・助成金(以下、助成金等といいます)は、その助成金等の交付者である国や地方公共団体などが指定した物品の購入などをする際に、その一部または全部を補てんする目的で支給されます。助成金等を受給するためには、計画書や申請書その他必要となる書類を作成するほか、一定の条件が必要となります。

下表に東京都に所在する法人が受給可能な助成金等の一例をご紹介します。「申請方法の参照先」の各欄をクリックすると助成金等のパンフレットや関連するHPへ移動しますので興味のある助成金をお調べ下さい。

助成金の名称	助成目的	申請方法の参照先
高齢者雇用安定助成金	高齢者の活用促進	厚生労働省
高齢者職域開拓モデル事業	高齢者の就業モデルの開拓	東京しごとセンター
キャリアアップ助成金	非正規雇用労働者のキャリアアップ促進	厚生労働省
東京都正規雇用転換促進助成金	非正規雇用労働者の正規雇用転換促進	東京都
建設労働者確保育成助成金	建設労働者の雇用改善・技術向上	厚生労働省
節電対策設備等導入費用助成事業	電気利用の効率化	東京都中小企業振興公社
宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助金	外国人旅行者向けの施設利用環境整備	東京都
消費税軽減税率対策補助金	複数税率へ対応する設備導入等の助成	軽減税率対策補助金事務局

2. 助成金等受給時の税務処理

① 法人税・所得税の取扱い

a. 通常の場合

個人・法人ともに助成金等を受け取った場合で、下記 b の特例の適用がないときは、収益(収入金額又は益金)として課税の対象になります。この場合、助成金等は課税の対象となりますが、結果として、収益と経費(必要経費又は損金)が計上されますので税金はかかりません。

【仕訳例】 助成金 30 万円を受け取り、それを目的に沿った経費(雑支出) 50 万円を支出した場合

現預金 30 万円 / 雑収入 30 万円
雑支出 50 万円 / 現預金 50 万円

b. 国庫補助金等で資産を取得した場合等の特例

取得した助成金等をもって、事業の用に供する固定資産を取得した場合など、一定の条件を満たすときは、この特例を受けることで、その助成金等のうち一定の金額を収益に計上しない(法人の場合には、一定の金額の経費を計上)ことができます。

これにより、助成金等の受給年度において、助成金等が課税されることにより、その税金分の資金が流出してしまいますが、この特例を使うことにより、結果助成金等は課税されませんので、その税金分の資金流出を防ぎます。

なお、その代わりに助成金等の金額のうち一定の金額を固定資産の取得価額から減額して減価償却しますので、通常の場合に比べて、減価償却費が少なく計上されることとなります。

【仕訳例】 法人が助成金 30 万円を取得し、その資金をもって目的に沿った 50 万円の固定資産を取得した場合

現預金 30 万円 / 雑収入 30 万円
固定資産 50 万円 / 現預金 50 万円
圧縮損 30 万円 / 固定資産 30 万円 ※圧縮損は経費として計上されます

② 消費税の取扱い

助成金等を受給した場合には、消費税は課税対象となりません。したがって、消費税の納税義務の判定における課税売上高や仕入税額控除の計算の基礎となる課税売上割合の計算への影響はありません。